

第14号様式
(その1)

収 支 報 告 書

令和 6 年分

(年 月 日開催分)

(ふ り が な) わかまつかねしげほっかいどうこうえんかい

1 政治団体の名称 若松かねしげ北海道後援会

2 主たる事務所の所在地 札幌市中央区南6条西11丁目1285-8

3 代表者の氏名 涌井 国夫

4 会計責任者の氏名 荒瀬 正昭

5 事務担当者の氏名 阿部 正生

(電 話) 080-6551-7112

政治団体の区分

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2 |
| ☐ 政 党 の 支 部 | 第1項の規定による政治団体 |
| ☐ 政 治 資 金 団 体 | ☒ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☐ 有 |
| ☒ 無 |
| 公職の種類 _____ |
| 資金管理団体 |
| の届出をした |
| 者の氏名 _____ |

国会議員関係政治団体の区分

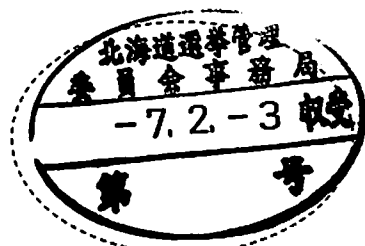
- | |
|---|
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の候補者 |
| の氏名 _____ |
| 公職の種類 _____ |

資金管理団体の指定の期間

年	月	日	から
年	月	日	まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

年	月	日	から
年	月	日	まで



(受 付 印)

受 付	審 査	シ ス テ ム	照 合	公 表

整理番号

収 支 の 状 況

収 入 総 額	十億	百万	千	円
(前年からの繰越額)				0
(本年の収入額)				0
支 出 総 額				0
翌年への繰越額				0

(1) 個人の負担する党費又は会費												
金	額	十	百	千	万	百	千	万	百	千	万	円
												0
員	数											0
												人

ア 寄附（イを除く。）の区分										金	額	備	考		
										十億	百万	千	円		
(ア) 個人からの寄附													0		
[うち特定寄附]													0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附													0		
(ウ) 政治団体からの寄附													0		
小計 (ア) + (イ) + (ウ)													0		
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]													0		
イ 政党 匿名 寄附													0		
合計 (ア + イ)													0		

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※ 該当する項目に「✓」を付すこと。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別 添 の と お り)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 2 月 3 日

政 治 団 体 の 名 称 若松かねしげ北海道後援会

※ 代 表 者 の 氏 名

会 計 責 任 者 の 氏 名 荒瀬 正昭

印

印

※ 「代表者の氏名 印」は、解散に伴う収支報告書以外は記載しないこと。